

熊本県における農地集積に向けた 取組について

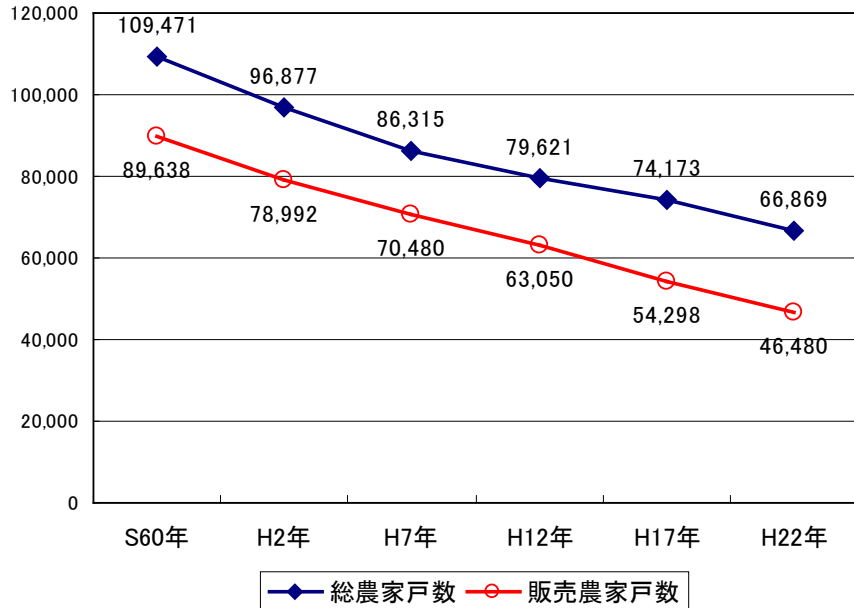
平成26年11月25日

熊本県農地中間管理機構
(公益財団法人 熊本県農業公社)

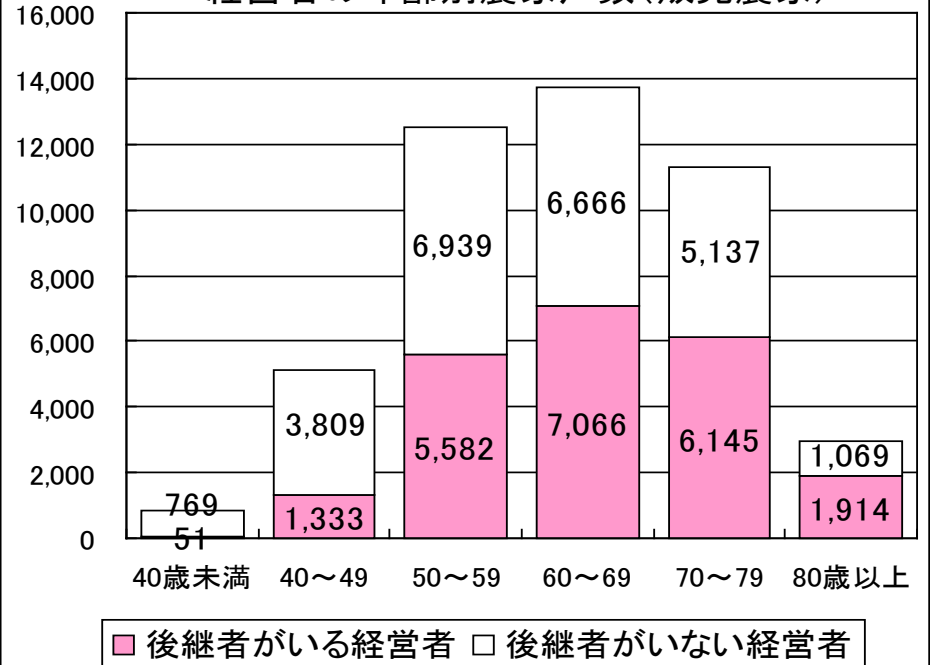
1 農地集積に当たっての県の問題意識

農地集積の現状及び見通し

農家戸数の推移



経営者の年齢別農家戸数(販売農家)



(資料:2010農林業センサス)

農家66,800戸
(H22年)

※推計

△13,200戸

農家53,600戸
(H32年)

農地の遊休化が懸念・・・約21,000ha (1.6ha/戸 × 13,200)
→ 今後、2,100ha/年の農地集積が必要

熊本県の農地集積の取組み

1 目的

○コスト削減による生産性の飛躍的向上

○中山間地域などの農村集落の維持

2 推進体制

『ふるさと・農地未来づくり運動』(H24年度～)

熊本県「ふるさと・農地未来づくり運動」推進本部

【設置目的】

- 『農地を守り、集積し、引き継ぐ』を基本理念とし、次の事項を推進
 - ①担い手への農地の集積
 - ②地域農業の担い手となる営農組織の設立や運営の強化
 - ③耕作放棄地の解消・美しい農村景観づくり

【構成メンバー】(7名) 本部長:知事

県知事
県市長会会長、県町村会会長
県農業協同組合中央会会長、県農業会議会長
県指導農業士連絡協議会会長、県地域営農組織連絡協議会会長
※学識経験者、地域振興局長等が随時参加

【活動内容】

- ◆県段階における意思統一及び一体的取り組みの確認
- ◆各団体の取り組み内容や役割分担等の協議
- ◆地域における取り組みの聴取及び意見交換 等

(公財)熊本県農業公社

評議員会長: 知事

<評議員>

熊本県知事 市長会副会長
町村会長 県農林水産部長
JA中央会長 県農業会議会長
県指導農業士連絡協議会会長
熊本学園大学教授

【機能強化】

農地集積専門
員の設置

新たに農地
貸借を仲介

○○地域「ふるさと・農地未来づくり運動」推進本部

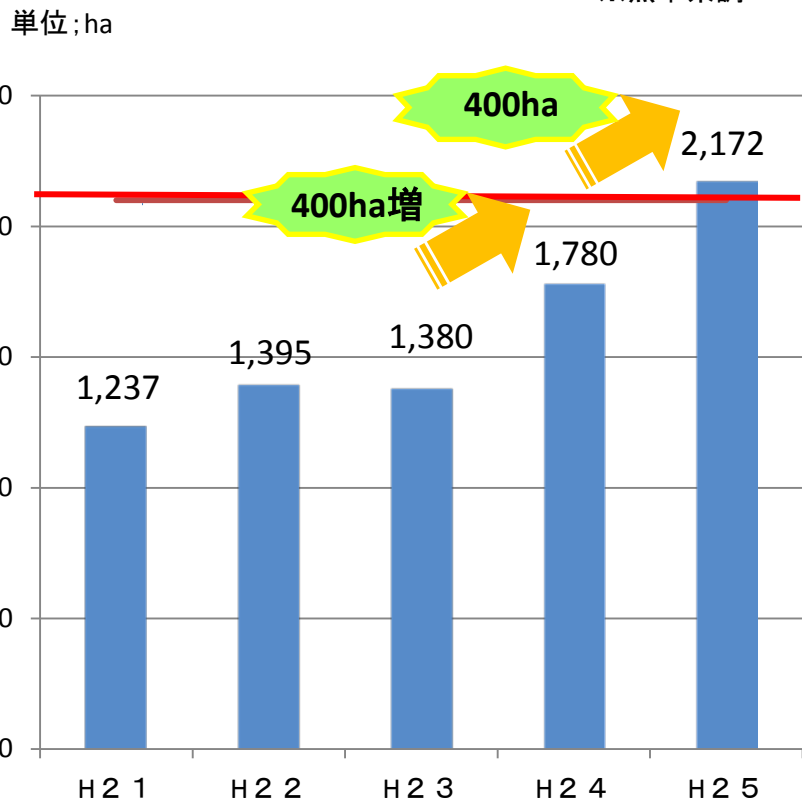
JA・市町村等関係機関の総力を結集し中心経営体へ農地集積

平成25年度の農地集積実績

関係機関が一体となった県民運動の展開や県の重点地区による法人化等により、前年度に引き続き約400haの集積面積増となり、農地集積目標2,100haを達成

農地集積面積の推移

※熊本県調べ



—平成25年度は対前年比—
 ○県全体:約22%増
 ○重点地区設置市町村:約33%増

【内訳】

●売買と貸借の内訳

単位:ha

		H21	H22	H23	H24	H25
売買	自作地有償所有権移転 ①	506	391	285	528	482
	利用権設定 ②	2,600	2,589	3,092	3,093	3,601
貸借	途中解約(農地法18条)及び貸借期間終了③	1,869	1,585	1,997	1,841	1,911
	利用権設定増減 ④(②-③)	731	1,004	1,095	1,252	1,690
農地集積面積 ①+④		1,237	1,395	1,380	1,780	2,172

2 知事のリーダーシップの発揮 ～ 私に農地を預けませんか～

農地集積に係る啓発チラシの作成、配布

ふるさと・農地未来づくり運動

～農地を守り、集積し、引き継いでいきましょう～

「農地」は農業県くまもとの宝です。
遊休化するのを防ぎ、将来に引き継いでいくことが大事です。
農地を守り、美しい農村景観を残していくことが県民の願いです。

集落の話し合い活動



農地集積



～農地集積の仕組み～
(売買・貸借などを仲介します。)

農地の出し手

農業委員会

JA

県農業公社

農地の受け手

県・市町村

「農家の皆さんの大切な農地を十分に活用します！」



私たちが責任を持って
お預かりします。

指導農業士
連絡協議会

地域営農組織
連絡協議会

「ふるさと・農地未来づくり運動」
推進本部

市長会

県
(農業公社)

JA

町村会

熊本の宝、農地を守り、
未来に引き継ぐモン！



熊本日日新聞への掲載

農地集積の新しい制度が4月スタート!

大切な農地を守り、集積し、未来へ

農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして、「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の熊本県の農業を担うみなさんのために、関係機関が協力して農地を確保していきます。



©2018熊本県

熊本県の農地集積は、全国から注目されています。農地の確保や活用、農業者の支援、地域農業の活性化、未来の熊本県の農業を担うみなさんのために、関係機関が協力して農地を確保していきます。

生産者の所得の増加につながる応援と協力を全力で

熊本県知事 宇野 浩二

熊本県農林水産部長 藤田 俊宏

熊本県農地中間管理機構 理事長 藤田 俊宏

知事に農地を預けていただくたい

熊本県知事 宇野 浩二

農地は、農家の大切な宝

熊本県農地中間管理機構 理事長 藤田 俊宏

熊本県の農地集積は、全国から注目されています。農地の確保や活用、農業者の支援、地域農業の活性化、未来の熊本県の農業を担うみなさんのために、関係機関が協力して農地を確保していきます。



熊本県産品のキャラクター熊が手を広げて挨拶しています。

熊本県農地中間管理機構 理事長 藤田 俊宏

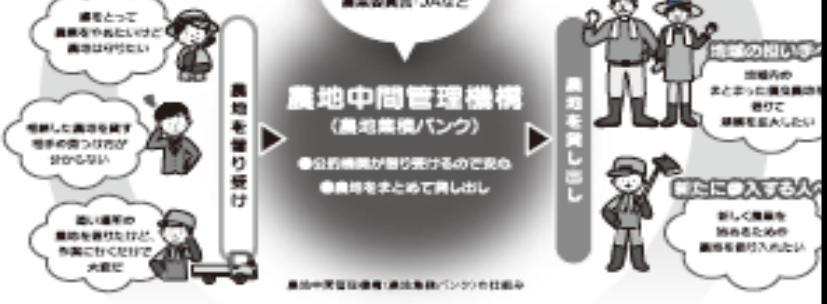
熊本県農地中間管理機構 理事長 藤田 俊宏

熊本県農地中間管理機構 理事長 藤田 俊宏

知事に農地を預けていただくたい

熊本県知事 宇野 浩二

熊本県農地中間管理機構 理事長 藤田 俊宏



1位

農のくまさん

熊本県産品のキャラクター熊が手を広げて挨拶しています。

熊本県産品のキャラクター熊が手を広げて挨拶しています。

熊本県農地中間管理機構 理事長 藤田 俊宏

熊本県農地中間管理機構 理事長 藤田 俊宏

熊本県農地中間管理機構 理事長 藤田 俊宏

3 県の単独施策の実施

～農地集積重点地区の指定～

(1) 農地集積重点地区の指定

平成24年度	
フリガナ 地区名	市町村名
1 ジョウナン スキホミヒガシ 城南・杉上東	熊本市
2 ジョウナン スキホミミン 城南・杉上西	熊本市
3 トヨカフナンフ 豊川南部	宇城市
4 オウダ 走湯	宇土市
5 ハシノカタ 網田	宇土市
6 カワノボリ 川登	荒尾市
7 コエイ 肥猪	南関町
8 ウラタ 庄	山鹿市
9 ウラタ 浦方	山鹿市
10 キクチマツシマ 菊池松島	菊池市
11 モリカワ 護川	大津町
12 リョウヘイセイブ 両併西部	南阿蘇村
13 ニタゴ 仁田子	甲佐町
14 ヒナグ 日奈久	八代市
15 キタシンチニシク 北新地西區	八代市
16 オオノ 大野	芦北町
17 タカンバル 高原	相良村
18 アラタ ヒラカワ 荒田・平川	錦町
19 ホンビヤマガチ 本渡山口	天草市
20 ウチノカワチ 内野河内	上天草市

平成25年度	
フリガナ 地区名	市町村名
1 ジョウナンクマノシヨウ 城南・隈庄	熊本市
2 カマツ 亀松	宇城市
3 サンガ 三加	美里町
4 アラオ アリアケ 荒尾・有明	荒尾市
5 イ 岩	和水町
6 ヒラコ キトウフ 平小城東部	山鹿市
7 イワバル 岩原	山鹿市
8 カキノセツ 柿木平	菊池市
9 カエ 加恵	合志市
10 ノノシマ 野々島	合志市
11 ハイワラ 波居原	南小国町
12 クサハナナンブ 草部南部	高森町
13 イトダ ソウカフ 糸田・早川	甲佐町
14 イチノ瀬 一ノ瀬	山都町
15 ヘイワ 平和	八代市
16 ノツ 野津	氷川町
17 クキノ フルサト オオカフ 久木野・古里・大川	水俣市
18 ヨネダ 米田	芦北町
19 オオカキ 大柿	人吉市
20 ナガサカナナオ 永坂・七折	相良村
21 カワラシモダ 河浦下田	天草市
22 キョウラク 教良木	上天草市

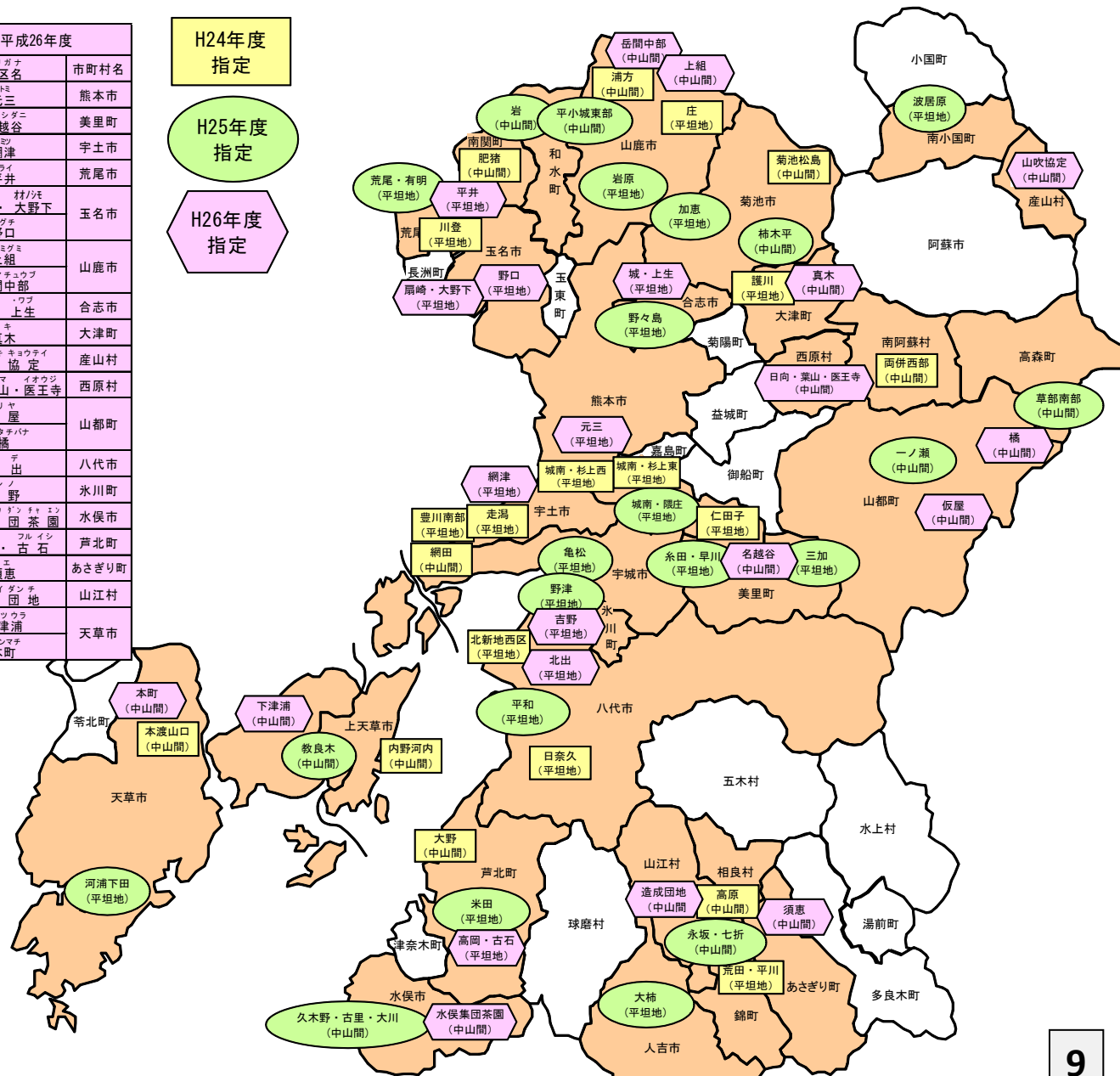
平成26年度	
フリガナ 地区名	市町村名
1 フリガナ 元三	熊本市
2 ナゴシダニ 名越谷	美里町
3 アミノ 網津	宇土市
4 ヒライ 平井	荒尾市
5 釣キザキ 材ノ 扇崎・大野下	玉名市
6 ノグチ 野口	山鹿市
7 カミダ 上組	山鹿市
8 タケマキムクフ 岳間中部	合志市
9 ジョウ・ウツ 城・上生	大津町
10 マキ 真木	産山村
11 ヤマ ブキ キョウタイ 山吹協定	西原村
12 ヒムキ ハヤマ イチウジ 日向・葉山・医王寺	山都町
13 カリヤ 仮屋	山都町
14 タチバナ 橋	山都町
15 キタ 北	八代市
16 ヨシノ 吉野	氷川町
17 ミナ マシ シリガ シン 水俣集茶園	水俣市
18 タカオカ 高岡・古石	芦北町
19 スエ 須恵	あさぎり町
20 ソウ 造成団地	山江村
21 シモツウラ 下津浦	天草市
22 ホンマチ 本町	天草市

H24年度
指定

H25年度
指定

H26年度
指定

※合計 64地区 (30市町村)



(2) 県独自の交付金の創設

市町村

「人・農地プラン」の策定・見直し

※担い手の明確化
※農地集積計画づくり

集落等の話し合い組織

重点地区

●広く、集落内の農家、お年寄、女性等が参加

農地の
[出し手]

高齢農家
規模縮小農家等

農業委員会があっせん

借入等

機構
JA

貸出等

農地の
[受け手]

規模拡大農家等

組織へ
支援

※公社:農地集積専門員 14名
※JA:面的集積専従者 13名
※県:地域連携推進員 11名

個人へ

国

経営転換協力金

耕作者集積協力金

地域へ

国

地域集積協力金

組織へ交付し
話し合いの動機付け

県

集落活動等支援交付金

- 集落等の話し合い組織の活動費助成30万円/地区
- 「農地集積専門員」による農地利用調整活動

合意形成交付金

- 合意形成に基づく「計画」を作成した時
5千円/10a (上限200万円)

農地集積交付金

- 新たに農地の売買・貸借・作業受委託ができた時
2万円/10a (上限400万円)
- 地域営農組織を新設した時
1万5千円/10a (上限600万円)

※交付金の用途は組織が決定

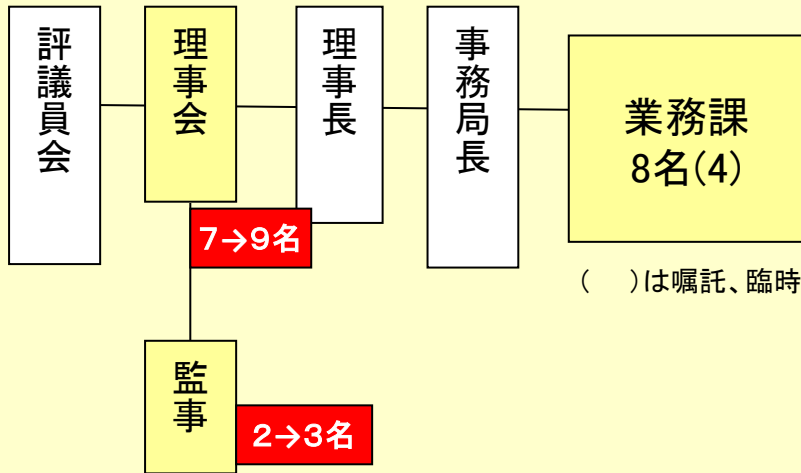
4 農地中間管理機構を活用した動き

～農地中間管理事業を追い風として～

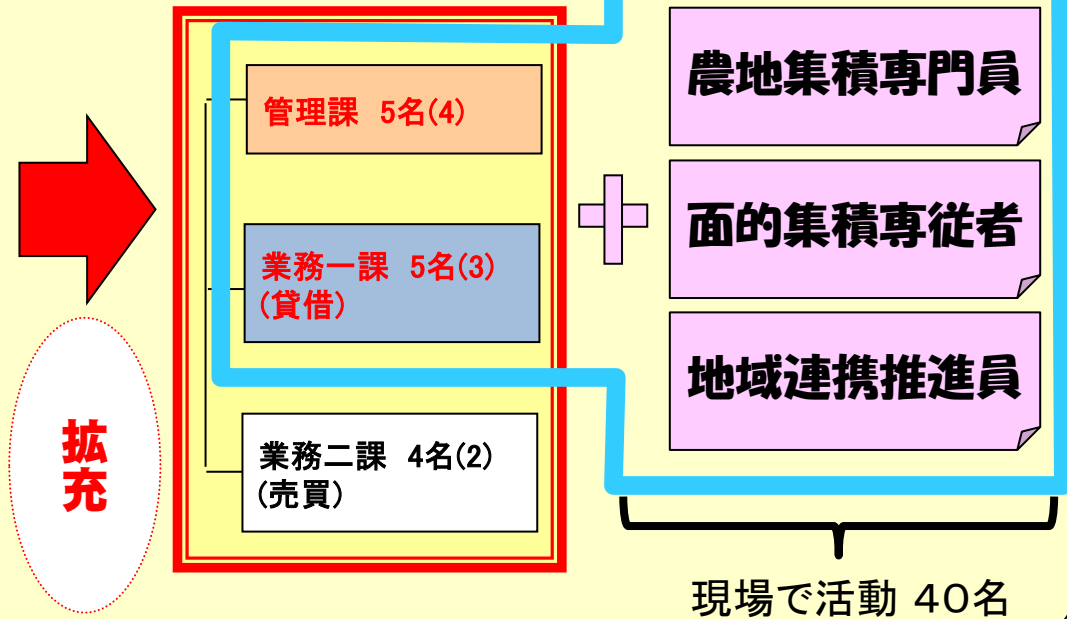
農地中間管理機構の推進体制

50名体制
で集積推進

1 役員体制の強化



2 貸借部門・管理部門の課を新設



3 関係機関に期待する役割(業務の一部を委託)

市町村

- 農地利用集積計画(出し手→機構)の作成・公告
- 農地利用配分計画案(機構→受け手)の作成、機構への提出
- 機構の制度や借受希望者募集等の情報周知等

J A

- 地域の実情に精通した職員による出し手・受け手の掘り起こしやマッチング活動等
- 貸借に係る農家との交渉等

農業委員会

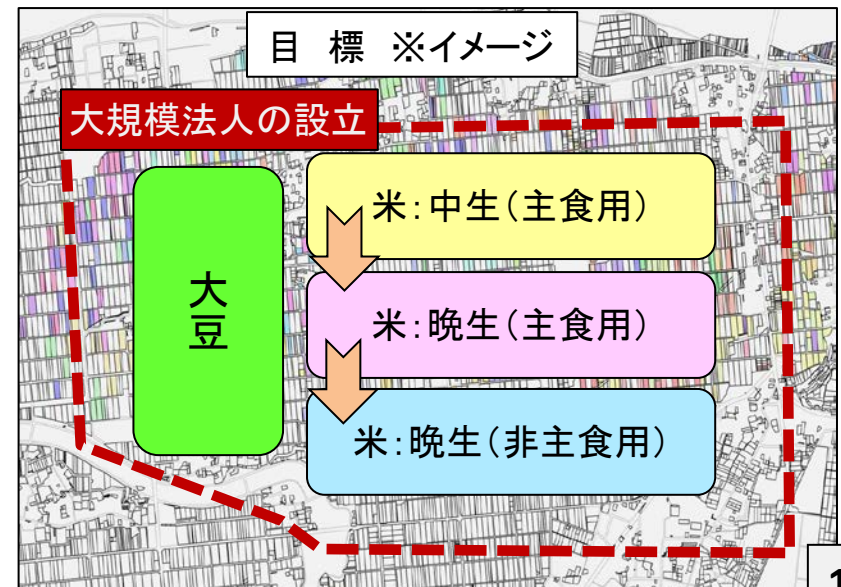
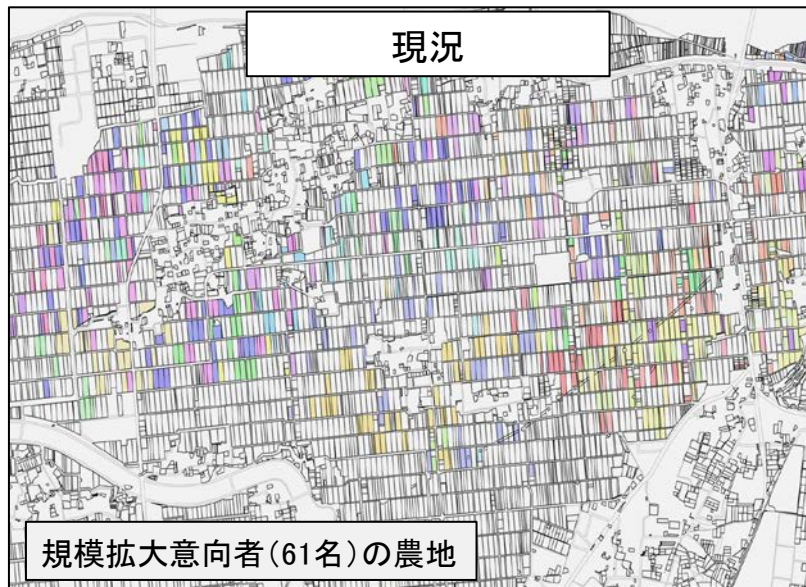
- 農地に関する情報提供
- 農地情報を活かした出し手・受け手の掘り起こしやマッチング活動等
- 貸借に係る農家との交渉等

農地中間管理機構を活用した地域の動き ①

～ 大規模な法人設立と効率的な生産体系(大豆のブロックローテーション)の検討 ～

A地区(県中部 a市)

- 経営面積200haを超える農業生産法人を本年11月に設立予定。
農地中間管理機構を活用し、新法人や個別担い手への面的集積に取り組む。
- 当該農業生産法人の効率的な経営展開のため、主食米と飼料用米の組み合わせによる作期分散や団地化、ブロックローテーション等により米、麦、大豆の低コスト生産の実現を目指す。



農地中間管理機構を活用した地域の動き ②

～基盤整備事業と農地中間管理機構(一括借り上げ・再配分)による一体的な取り組み～

B地区(県北部 b市)

連携

◆ 経営体育成基盤整備事業(H25年～30年度)

・受益面積 35.1ha(田33.3ha、畑1.8ha)

※本年の稲刈り後に面工事着工予定

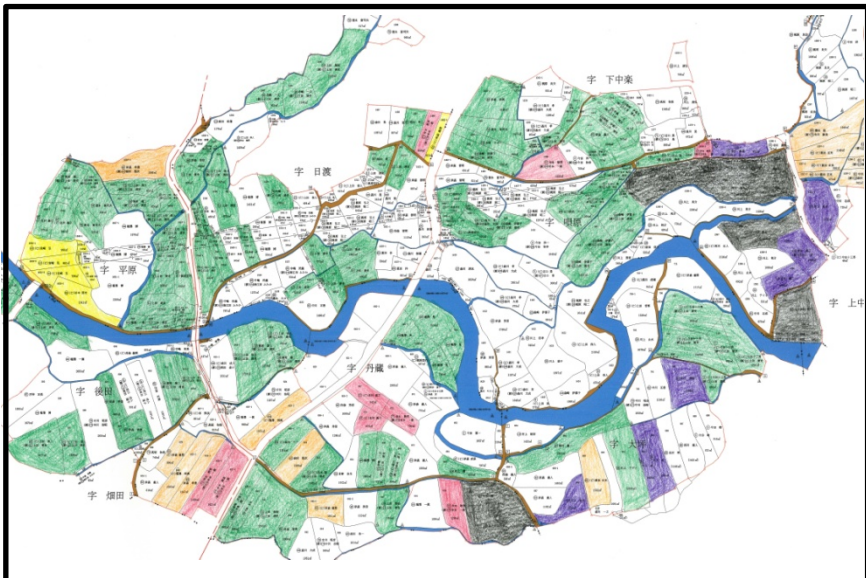
◆ 農地中間管理機構による担い手への集積

受益地内の殆どの農地を機構が借り受け、認定農業者等の担い手(8名)に面的にまとめて貸し付け予定

基盤整備事業(採択時)の集積目標(34%)を大幅に引き上げ(73%)

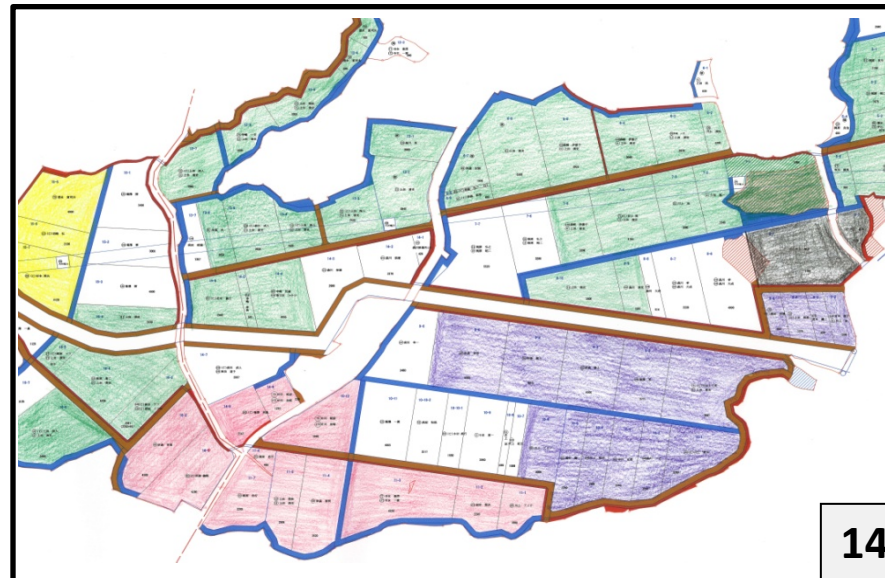
基盤整備(集積)前

※現況



基盤整備(集積)後

※計画



農地中間管理機構を活用した地域の動き ③

～ 参入企業との連携による取り組み ～

C地区(県東部 c市)

- JR九州グループが高齢化の進む果樹農家の経営を引き継ぎ
平成25年度:2.5ha → 5年後(H29年度)10haへ
- 農業参入から観光開発までを視野に入れた事業展開に期待
「A列車でいこう」とのコラボ、果汁を使ったカクテル、観光農園への展開



経営を引き継ぐ柑橘園



ネーブル、デコポン等の
柑橘類を栽培

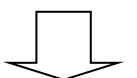
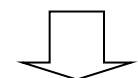
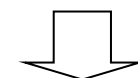
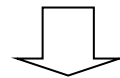
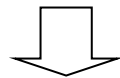
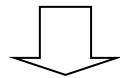


農業参入協定調印式
(H25. 3)

企業参入の実績・成果

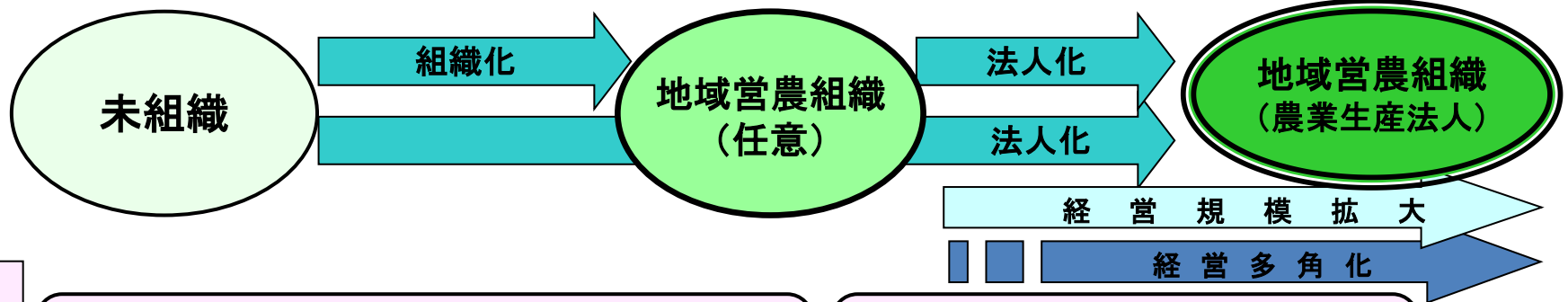
H21年度以降の5ヶ年累計で98件の参入、営農面積256.1ha、(うち耕作放棄地は33%にあたる85.7ha)、作業受託面積273.5ha、常用雇用340人、常用以外の雇用248人を創出

	年度	参入件数 (うち県外)	規 模 (ha)		①のうち 耕作放棄地 (ha)	雇用者数(人)	
			営 農 ①	作業受委託		常 用	常用以外
参 入 時	平成21年度	11(3)	39.8	61.0	16.6	41	70
	平成22年度	19(4)	50.2	0.0	19.3	63	52
	平成23年度	20(4)	55.7	0.0	17.5	64	49
	平成24年度	21(3)	35.7	0.0	2.9	47	35
	平成25年度	27(5)	35.9	0.0	4.9	94	27
	合計	98(19)	217.3	61.0	61.2	306.0	233



現 在	合 計 (見込み含む)	98(19)	256.1	273.5	85.7	340	248
--------	----------------	---------------	--------------	--------------	-------------	------------	------------

地域営農組織(法人化)の支援



人材育成

「リーダー育成セミナー」による新たな組織づくりや法人化を行うリーダーの育成

「地域営農組織リーダー研修会」による既存組織の法人化等の推進

県内の法人組織経営者等をアドバイザーとして派遣

ソフト支援

話し合い活動費等への助成
組織を新規設立し農地集積した時の交付金
(農地集積重点地区)

・法人化研修費等への助成
・経営強化の支援

組織化・法人化に伴う費用支援・法人設立初期の経費支援

話し合い活動費等への助成

農地の出し手に対する支援

ハード支援

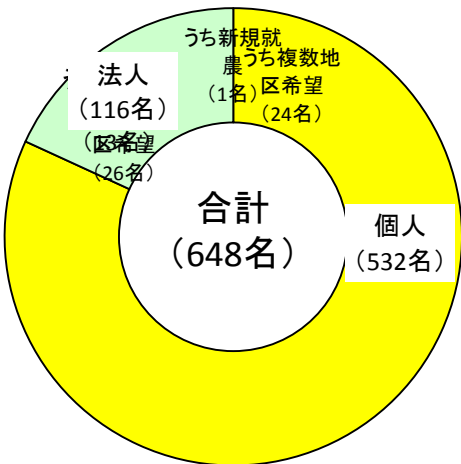
規模拡大や新技術導入に必要な共同利用機械導入費への助成

人・農地プランの中心経営体の設備投資費の助成

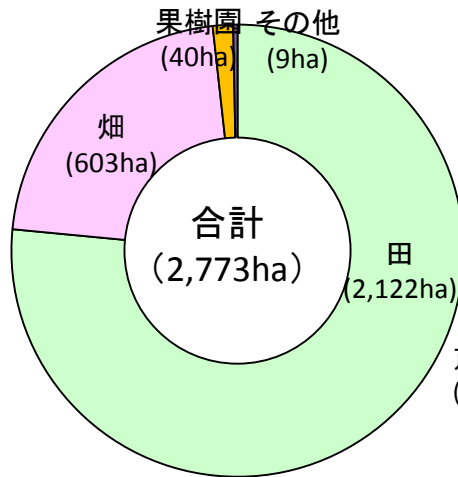
農地中間管理機構(農業公社)が実施した借受け希望者の応募状況

①5月と9月募集分の借受け希望者(受け手)等の応募結果の合計

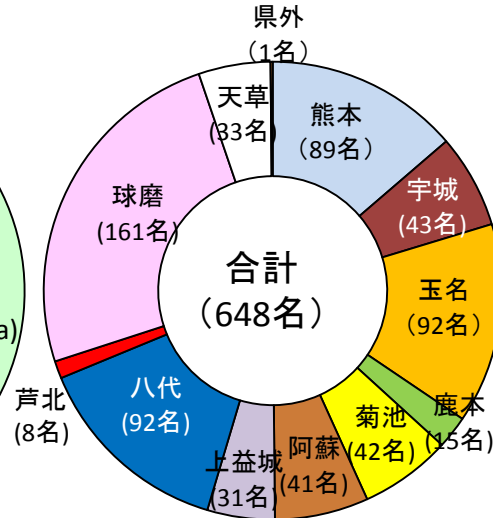
借受け希望者の内訳



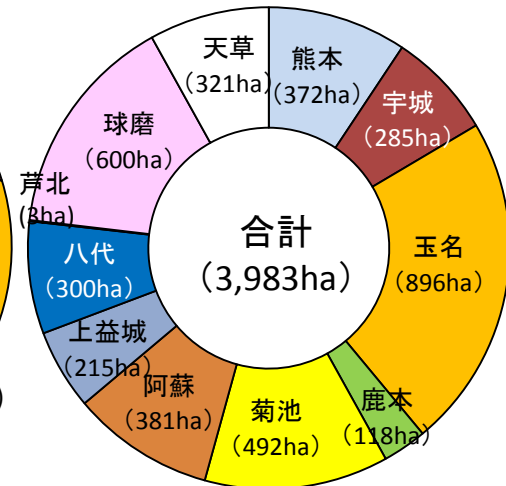
借受けを希望する農用地の種類



借受け希望者の所在地の内訳



借受け希望のあった公募地区毎の延べ面積



②参入企業及び農業法人の借受け応募状況

○参入企業: 10社

(株)JR九州ファーム、五木食品(株)、(株)果実堂、(株)肥後相良ファーム 等

○農業法人: 106社

(有)木之内農園、(有)コウヤマ、セブンフーズ(株)、(有)松本農園
ネットワーク大津(株)、農事組合法人「庄の夢」 等

農地中間管理事業を進める上での課題

(1) 出し手と借り手の適正なマッチング

- 借受希望者の要望に沿うよう、今後、出し手の農地の掘り起こし、借り手とのマッチング等について、着実かつ適正に進める必要がある。
- 賃借料の物納希望、不在地主、相続未登記の農地等への対応

(2) 制度の周知

- 市町村、JA関係者については、これまで説明会を重ねてきており、概ね理解を得ているが、農家までは十分に周知できていない。
- 引き続き、市町村、農業団体において制度の周知をお願いするとともに、農業者組織等の研修会での説明、マスメディアを活用した広報を行うなど、制度の周知に努める。

(3) 条件整備の検討

- 基盤整備への参加、簡易な基盤整備、耕作放棄地の復旧等の条件整備について、ニーズの把握、実施可能性、実施方法等について、引き続き検討する。

(4) 事務処理の適正化

- 今後、農地の賃借の進展に伴い、賃料の徴収・支払いを含め膨大なデータを管理することになり、省力化が課題。このため独自にデータ管理システム作成中。(2月稼働予定)

農地中間管理機構の役員体制について

【都道府県名】 熊本県

【農地中間管理機構の名称】 (公財)熊本県農業公社

役 職	氏 名	現(前・元)職名	経営に関し実践的な能力を有する者	追加役員○
理事長	鷹尾雄二	元熊本県人事委員会事務局長		
理 事	山口達人	熊本県農林水産部経営局長		
理 事	小田宗雄	熊本県市長会事務局長		
理 事	宮川章二	熊本県町村会事務局長		
理 事	高濱 泉	熊本県農業協同組合中央会営農生活センター所長	○	
理 事	古田 均	元JA鹿本代表理事組合長	○	○
理 事	木之内均	(有)木之内農園取締役会長	○	○
理 事	前田佳良子	セブンフーズ(株)代表取締役	○	○
理 事	野中育代	元熊本県JA女性組織協議会会長	○	○
監 事	田上哲哉	熊本県土地改良事業団体連合会常務理事		
監 事	前田文徳	全国共済農業協同組合連合会熊本県本部本部長	○	
監 事	松本和久	公認会計士	○	

熊本県

(農用地利用配分計画の決定の方法)

第9条 公社は、次に掲げる原則に基づき、公平かつ公正に農用地等の貸付の相手方の選定及びその変更を行うものとする。

- 一 地域農業の健全な発展に寄与し、将来の地域農業を任せ得ること
 - 二 借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること
 - 三 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること
 - 四 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること
 - 五 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること
- 2 公社が行う農用地等の貸付は、次に掲げる要件をすべて満たしている者に行うものとする。
- 一 貸付の相手方が、法第17条第2項の規定により公表されている者であること
 - 二 法第18条第4項第3号及び第4号に掲げる要件を満たす者であること
 - 三 その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であること、又は貸付けを受ける農用地等で耕作を開始するまでに適当な水準になる見込みがあると認められること
 - 四 その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画における農用地利用計画に定める用途に従って利用することが確実であると認められること
- 3 公社は、地域内で利用権の交換等を行う場合又は集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として公社に農用地等を貸し付ける場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさない限り、優先して貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。
- 4 公社は、当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとし、そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- なお、その判断に当たっては当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。
- 5 前2項に規定する場合以外においては、次に掲げる事項を総合的に勘案し、優先順位をつけたうえで、順次協議を行うものとする。
- 一 現在経営している農用地等との位置関係
 - 二 当該借受希望者の希望条件との適合性
 - 三 地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）
- 四 当該地域の「人・農地プラン」の内容
- 6 公社は、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- 7 選定に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会等を設置し、意見を求めることができるものとする。
- 8 公社による農地の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展の観点から原則5年以上とする。

ただし、地域の農用地利用の効率化・高度化を進める上で再配分が必要な場合には、一定期間経過後に、貸付先の変更等について借受者と協議できるものとする。

熊本県の業務委託先
(9月末現在)

- 42市町村
- 14JA
- (株)肥後コンピュータサービス
- (株)熊本放送
- (株)日本農業新聞